

令和7年度岡山県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業委託  
公 募 公 告

岡山県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業については、認定特定非営利活動法人ポケットサポートを相手方とする委託契約手続きを予定しているが、契約締結前に、契約予定者以外の者への参加意思確認を行うものである。

なお、応募者がいない場合には、認定特定非営利活動法人ポケットサポートと契約手続きを行うこととする。

本事業は、令和7年度岡山県一般会計予算案が岡山県議会で議決されることを条件に実施するものである。

令和7年2月21日

岡山県知事 伊原木 隆太

**第1 事業名**

岡山県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

**第2 事業の目的**

本業務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の22の規定に基づき、長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。以下同じ。）に対し、相互又はボランティア等との交流、学習支援、相談等の支援の機会を提供することにより、コミュニケーション能力の向上、情報交換及び社会性の涵養を図り、もって小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進を図ることを目的とする。なお、支援対象は、県内（岡山市及び倉敷市を除く。）在住の小児慢性特定疾病児童等及びその家族とする。

**第3 委託業務の内容**

上記の目的を達成するため、下記の業務を行う。

**1 業務実施体制**

**(1) 職員の配置等**

ア 常勤職員を管理責任者として定めておくこと。

イ 小児慢性特定疾病児童等の状況、希望等を踏まえ、かつ、関係機関と連携した業務実施のため、以下の（ア）及び（イ）の条件を満たす支援員（ボランティアを除く。）を1名以上配置すること。なお、支援員は、原則として以下の（ウ）の条件を満たすこと。

（ア）小児慢性特定疾病児童等に対する交流支援又は学習支援に関わった経験がある者

（イ）小児慢性特定疾病の療養経験がある者

（ウ）国立研究開発法人国立成育医療研究センターが実施する小児慢性特定疾病児童等自立支援員研修の修了者

ウ 受託者は、本業務を実施するに当たり、幅広く、きめ細かな支援を実施する

ため、必要なボランティアを確保すること。ただし、ボランティアの配置については、本業務を実施する上で必要に応じて行うものとする。なお、ボランティアは、将来、小児慢性特定疾病児童等への支援に携わる職を志望する学生又は小児慢性特定疾病児童等への支援に熱意及び理解のある者とする。

エ 受託者は、職員（ボランティアを含む。以下同じ。）を配置するに当たっては、本業務の目的、受託者の果たす役割、感染症対策及び個人情報の取扱いについて事前に研修を行うこととし、その資質、態度、体調等が適当でないとは判断した場合は、すみやかに対処すること。

オ 受託者は、職員の質の向上に努めること。

## (2) 業務実施場所

本業務の実施に当たり、県内に拠点となる施設を1箇所以上設置するとともに、当該拠点のほかに県内の医療機関等複数の場所で支援を実施すること。なお、実施場所の選定に当たっては、院内学級の所在する県北地域の医療機関を、利用者の利便性、安全性等を考慮の上で1箇所以上選定すること。

## (3) 個人情報の取扱い

職員は、利用者のプライバシーの尊重に万全を期するものとし、正当な理由なく本業務を通じて知り得た個人の情報を漏らしてはならないこと。具体的には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

## 2 支援等の実施方法

受託者は、保護者、主治医等の医療関係者、県その他の関係機関との連携を図り、次のとおり支援を実施すること。

### (1) 支援の人員及び規模

本業務における支援は、次のとおり実施するものとし、原則として1回当たり2時間以上、かつ、年間50回以上実施すること。

ア 小児慢性特定疾病児童等が相互又はボランティア等と交流できる場を提供し、コミュニケーション、学習支援、情報の交換等を通じ、孤独感・不安の解消及び自立心の確立のための支援を行うこと。

イ 小児慢性特定疾病の療養経験がある者等が、日常生活、学校生活等に関する相談を受け、療養経験者の立場から傾聴するとともに、助言を行うこと。

### (2) 支援の必須項目

#### ア 事前面接の実施

小児慢性特定疾病児童等から利用希望があった場合は、あらかじめ保護者等と面接し、事業の説明を行うとともに、適切な支援実施のため、小児慢性特定疾病児童等の状況の把握を行うこと。

#### イ 利用申込書の徴取

小児慢性特定疾病児童等が利用を希望する場合は、保護者から利用申込書の提出を受けること。

#### ウ 活動記録の作成

支援実施の都度、活動記録を作成すること。

#### エ 連絡調整会議の開催

原則として毎月1回以上、県担当者と連絡調整会議を開催すること。

### (3) 利用拡大のための取組

本事業の周知のための資料を作成し、医師等医療関係者と連携する等により、小児慢性特定疾病児童等及びその家族等に対する周知を行い、利用拡大に努めること。

#### (4) 支援に当たっての留意事項

- ア 個人を特定して医療関係者と調整を行うに当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- イ 小児慢性特定疾病児童等から相談を受けた場合は、必要に応じて関係機関に引き継ぐこととし、引継ぎに当たっては、事前に保護者の同意を得ること。
- ウ 支援の実施に当たっては、関係機関から事業への理解を得るとともに、協力関係を構築すること。
- エ 支援実施の方法については、ICTを積極的に活用するなど利用者の利便性の向上を図ること。

### 3 緊急体制の確保

受託者は、事故及び災害等の緊急事態発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、具体的な計画を定めること。

### 4 管理規程等の整備

管理責任者は、あらかじめ利用者の守るべき規則等を明示した管理規程等を定めるものとし、利用者への周知徹底を図ること。

管理規程等を整備する際には、必ず次に掲げる事項に関する規定を含めること。

- (1) 設備、会計に関する帳簿及び本業務の実施に関する記録（支援等を行った者に関する基礎的事項、支援・サービス計画の内容、実施状況及びその留意事項等に関する記録を含む。）を整備すること。
- (2) 本業務に係る経理とその他の経理を明確に区分すること。
- (3) その他本業務を実施する上で必要な規定等を定めること。

### 5 留意事項

- (1) 本業務の実施に当たり、利用者の利便性の向上を図るため、ICTを活用する等適切な支援体制の整備に努めること。
- (2) 利用者の意向を踏まえて、本業務を計画的に実施すること。
- (3) 年度終了時は本業務の実績に関する評価を行い、継続的な改善に努めること。
- (4) ICT、電話、会議、面談等適切な手段を用いて、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が保健・医療・福祉に関する各種情報の取得を円滑に行うことができるよう、支援体制を整備すること。
- (5) 4の記録を有効に活用しながら、保健所、医療機関等の関係機関と連携を図ることにより、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が継続的な支援を受けられるよう支援に努めること。
- (6) 小児慢性特定疾病児童等が本業務に基づく支援等を公平に受けることができるよう留意し、支援の実施状況に注意を払うこと。
- (7) 小児慢性特定疾病児童等の相互交流を図る観点から、自主的な活動についても支援すること。
- (8) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、県担当課との協議により解決すること。

## 第4 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(契約日：令和7年4月1日)

## 第5 契約限度額

3, 017, 748円(消費税及び地方消費税額を含む。)

## 第6 応募要件

- 1 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 2 県との契約に関し、入札参加停止又は指名停止の措置を受けていないこと。
- 3 本業務を円滑に実施するために必要な経営基盤を有していること。
- 4 小児慢性特定疾病児童等の支援を専門的に行っており、医療・保健・福祉等関係機関との連携が図られ、緊急時にも対応できる体制が整備されていること。

## 第7 公募期間

令和7年2月21日(金)から同年3月14日(金)まで

## 第8 応募方法

### 1 提出書類

- |                                 |       |
|---------------------------------|-------|
| (1) 岡山県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業委託公募申請書 | 様式第1号 |
| (2) 岡山県小児慢性特定疾病児童等自立支援事業計画書     | 様式第2号 |
| (3) 見積書及び積算内訳                   | 任意様式  |

### 2 応募書類の入手方法

令和7年2月21日(金)から同年3月14日(金)までの土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時までに3の提出場所において受け取ること。

### 3 提出場所

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県保健医療部医薬安全課特定保健対策班(岡山県庁5階)  
TEL(086)226-7342 FAX(086)224-2133

### 4 提出方法

1の提出書類を3の提出場所に持参又は郵送(書留郵便その他これに準じる方法による提出に限る。)すること。

### 5 提出期限

令和7年3月10日(月)から同月14日(金)までの午前9時から午前11時30分まで及び午後1時から午後5時まで

## 第9 審査手続・審査基準

- 1 公募申請書類が提出された場合は、別途設置する審査委員会において審査する。
- 2 審査は、提出書類及び添付資料により行うが、必要に応じて別途ヒアリングの

実施又は追加資料の提出を求める場合がある。

3 審査項目及び配点は下の表のとおりであり、100点満点で点数化し、上位一者を委託契約予定者とする。

審査項目	配点
職員の配置について ・この公告に記載された必要な要件を満たしていること。 ・知識・経験・資格等が優れていること。	20点
事業計画について ・具体的な事業計画の内容が優れていること。	20点
実施体制について ・医療・保健・福祉等の関係機関との連絡調整機能が優れていること。 ・小児慢性特定疾病児童等への支援の観点において、円滑に業務を実施するための連携体制が優れていること。	20点
経営基盤について ・財務会計等の内容が適切であること。	15点
緊急時の対応について ・業務実施時における緊急対応の体制が優れていること。	15点
本業務実施の経済性について ・本業務実施に要する経費の経済性（経費積算の合理性、費用対効果等）が優れていること。	10点
合 計	100点

## 第10 結果の通知方法

第9の審査結果は文書により通知する。

## 第11 その他

- 1 応募にかかる経費は、すべて応募者の負担とする。
- 2 応募者の名称、代表者、所在地等を公表することがある。
- 3 提出書類について虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 4 提出書類は、返却しない。
- 5 提出書類等は、情報公開請求により第三者に開示することがある。

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等関係法令の規定に従い個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

### (責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

### (作業責任者等の届出)

第3 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る作業責任者、作業従事者及び作業場所を定め、書面により甲に報告しなければならない。

2 乙は、作業責任者、作業従事者又は作業場所を変更する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

### (秘密の保持)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならないこと、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

### (教育の実施)

第5 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識その他この契約による業務のうち個人情報を取り扱うもの（以下「個人情報取扱業務」という。）を適切に実施するために必要な事項に関する教育及び研修を作業責任者及び作業従事者全員に対して実施しなければならない。

### (収集の制限)

第6 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### (個人情報の適正管理)

第7 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該個人情報の適正な管理のため、次に定めるところにより、その管理を行わなければならない。

- 一 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室する者の管理が可能な保管室で厳重に当該個人情報を保管すること。
- 二 甲が指定した場所へ持ち出す場合を除き、当該個人情報が記録された資料等を作業場所から持ち出さないこと。
- 三 当該個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- 四 甲の指示又は承諾がある場合を除き、甲から提供された個人情報が記録された資料等を複製し、又は複写しないこと。
- 五 当該個人情報を電子データで保管する場合は、当該電子データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録された電子データの正確性について、定期的に点検すること。

- 六 当該個人情報を管理するための台帳を整備し、当該個人情報の利用者、保管場所その他の当該個人情報の取扱いに関する状況を当該台帳に記録すること。
- 七 作業場所に、私用のパソコン、記録媒体その他私用の物を持ち込ませないこと。
- 八 当該個人情報を利用する作業を行うパソコンに、当該個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないソフトウェアをインストールしないこと。

(利用及び提供の制限)

- 第8 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- 2 乙は、甲乙間の個人情報の受渡しに関しては、甲が指定した手段、日時及び場所で行い、甲から個人情報を提供された場合は、甲に当該個人情報の預り証を提出しなければならない。

(再委託)

- 第9 乙は、甲の承認がある場合を除き、個人情報取扱業務を第三者に再委託してはならない。
- 2 乙は、個人情報取扱業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報、再委託先における個人情報の取扱いの安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、あらかじめ書面により再委託する旨を甲に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の規定により個人情報取扱業務の一部を再委託する場合は、乙は、再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先との契約において、甲及び乙の再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法を具体的に定めなければならない。
- 5 乙は、再委託先に対して、再委託した個人情報取扱業務の実施状況を管理し、及び監督するとともに、甲の求めに応じて、管理及び監督の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第10 乙は、個人情報取扱業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に個人情報取扱業務を適正に実施するために必要な義務を遵守させなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、乙は、甲に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の返還又は廃棄)

- 第11 乙は、この契約による業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報及び当該個人情報が記録された資料等は、業務完了後、甲の指示に基づいて甲に返還し、廃棄し、又は個人情報を消去しなければならない。
- 2 乙は、第1項の規定による資料等の廃棄又は個人情報の消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 3 乙は、第1項の規定により資料等を廃棄する場合は、当該資料等を物理的に破壊する等記録された個人情報を判読し、復元することができないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合は、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報を判読し、復元することができないように確実に消去しなければならない。

(点検の実施)

- 第12 乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告しなければならない。

(監査及び検査)

第13 甲は、個人情報取扱業務について、第1から第14までの規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証し、及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 甲は、前項に規定する目的を達するため、乙に対して必要な情報の提供を求め、又は個人情報取扱業務の実施に関して必要な指示をすることができるものとし、乙は、これに従わなければならない。

(事故時の対応)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事故に関わる個人情報の内容及び件数並びに当該事故の発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

第15 甲は、乙が第1から第14までに定める義務を履行しない場合は、この契約に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。

2 乙は、前項の規定による解除により損害を受けた場合においても、甲に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

第16 乙の故意又は過失の有無を問わず、乙がこの契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は、甲に対して、その損害を賠償しなければならない。